

平成22年度 科学研究費補助金に係る繰越要件等事前確認票

研究代表者氏名 :	
研究種目 :	課題番号 :

1. 繰越（翌債）承認要求額の内訳 (金額：円)

合計 (①+②)	①直接経費 (計)	費目別使用内訳				②間接経費
		物品費	旅費	謝金等	その他	
(算定根拠)						

2. 以下の4点の全てに該当すること（該当しない場合でないこと）を確認してください。

【繰越要件の確認】

- ① 未然に回避することができない、やむを得ない状況であること。
 <該当しない場合>
 - × 研究者の自己都合（例えば、他業務の多忙や自己の事情（親族の介護、子の養育等）に起因するものなど。補助事業者の怪我等を除く。）
 - × 事前の調整不足、見込みが甘く、困難が容易に予想される場合。
 - × 当初から当該年度中に完結しないことが明らかな場合。
 - × 繰越事由の発生した時期が、交付申請時には既に発生・判明していた場合。
- ② 当初の研究計画を変更し、研究期間を翌年度まで延長することで当初の研究目的を達成することができる。
 <該当しない場合>
 - × 当該年度中にやり繰り（再調整）が可能である場合。
 - × 研究期間を翌年度まで延長しても、完了の見込みがない場合。
 - × 当初の研究目的とは異なる研究計画の変更となる場合。
 - × 変更の内容が不合理な内容である場合。
- ③ 翌年度に繰り越す経費は、交付申請書において確認できる研究計画の一部に係る経費であり、積算の内容及び金額は妥当であること。
 <該当しない場合>
 - × 余った補助金。（余剰金）
- ④ 繰越事由が、以下のいずれかに該当すること。（別添を参照）
 - 当初計画の遂行に関し、直接又は間接的に付帯する問題点等を解決する必要が生じ、問題が解決するまで、研究を延期又は中断することが必要となった場合。
 - 当初計画通りに研究用資材入手することができなくなった場合。
 - 当初計画の実施に際して、新たに事前調査が必要となった場合。
 - 当初計画の研究方式に替えて、新たな研究方式を採用することが必要となった場合。
 - 豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。

縢越事由（記号等）一覧

縢越事由 (記号等)
<p>(事由) 当初計画の遂行に関し、直接又は間接的に付帯する問題点等を解決する必要が生じ、問題が解決するまで、研究を延期又は中断することが必要となった場合。</p>
<p>①エ 計画に関する諸条件（計画の変更） (例) ・研究途中に当初予定していた結果を得られないことが判明し、研究内容・方法を見直す必要が生じた場合 ・専門家からの指摘や他に参考とすべき資料の発見により研究方法の見直しが必要となった場合 ・現在の社会情勢を考慮し、研究内容の再検討する必要が生じた場合</p>
<p>①キ 計画に関する諸条件（新たな知見の発見） (例) ・研究目的を達成するにあたり、新たな知見を優先して詳細に調べる必要が生じた場合 ・研究目的を達成するにあたり、他の研究グループが国内外で発表した新たな知見を検討する必要が生じた場合</p>
<p>①キ 計画に関する諸条件（研究協力者の確保難） (例) ・現地災害の影響により研究協力者の渡航が困難となり、調査日程を再調整する必要が生じた場合 ・研究協力者の都合により、研究計画の参加が困難となり、代替者の確保等のため研究計画に遅延が生じた場合 ・データ収集に協力いただく協力者が体調不良により予定していたデータ収集の確保が困難になり、データ解析に遅延が生じた場合</p>
<p>①キ 計画に関する諸条件（研究協力機関の事情） (例) ・急激な社会情勢(経済・治安)の悪化により研究機関の協力が当初の予定通り得ることができず、再度、日程調整を行う必要が生じた場合 ・共同研究を行う予定が、研究協力機関の都合により急遽延期となり、共同研究の実施に遅延が生じた場合</p>
<p>①キ 計画に関する諸条件（装置の開発遅延） (例) ・業者からの資材の納品遅延により、当初の装置開発に遅延が生じた場合 ・装置開発段階で想定外の不具合が発生し、計画を見直す必要が生じた場合</p>
<p>①キ 計画に関する諸条件（機器の故障） (例) ・研究協力機関に設置されている使用予定の機器が故障し、実験着手に遅延が生じた場合</p>

繰越事由
(記号等)

(前ページからの続き)

①キ 計画に関する諸条件（その他）

(例)

・雇用情勢の悪化により、研究対象となる研究協力者の確保が困難となり、調査の着手に遅延が生じた場合

・国内外の学会の開催が、主催者等の都合により延期となり、研究成果の取りまとめに遅延が生じた場合

繰越事由
(記号等)

(事由)

当初計画通りに研究用資材を入手することができなくなった場合。

⑥ウ 資材の入手難（マウス等実験動物の確保難）

(例)

・実験に使用するマウスの繁殖・作成が予定通り進まなかつたために、実験着手に遅延が生じた場合

・遺伝子改変マウスが想定外の感染事故により使用できなくなり、当初計画に遅延が生じた場合

⑥ウ 資材の入手難（資材・試料・資料の入手難）

(例)

・資料提供先の都合により、遺伝子解析に必要な実験動植物の入手が困難となり、実験着手に遅延が生じた場合

・原因不明の病気や環境の急変により、実験に使用する植物の入手が困難となり、計画に遅延が生じた場合

繰越事由
(記号等)

(事由)

当初計画の実施に際して、新たに事前調査が必要となった場合。

⑦ア 研究に際しての事前調査の困難

(例)

・事前調査の結果を踏まえ、再度研究計画を見直す必要が生じた場合

・事前調査に当初の予定以上に時間を要し、研究計画に遅延が生じた場合

縦越事由
(記号等)

(事由)

当初計画の研究方式に替えて、新たな研究方式を採用することが必要となった場合。

⑦イ 研究方式の決定の困難

(例)

- ・経過観察等に当初の予定よりも多くの時間を要し、研究方法の決定に遅延が生じた場合
- ・研究対象の範囲を広げ、再検討を行う必要が生じた場合

縦越事由
(記号等)

(事由)

豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。

③ア 気象の関係（豪雨）

(例)

- ・豪雨または小雨の影響で、観測実験が行えなかった場合
- ・豪雨の影響で、調査対象地が災害にあった場合

③イ 気象の関係（豪雪）

(例)

- ・豪雪の影響で、雪崩が頻発し安全性の確保が困難な場合
- ・豪雪の影響で、観測地域への立ち入りが困難な場合

③ウ 気象の関係（風浪）

(例)

- ・風浪の影響で、調査海域の安全性の確保が困難な場合
- ・風浪の影響で、調査海域が悪天候となり限定された船舶しか現地へ行けず、その船舶の使用が困難な場合

③エ 気象の関係（その他）

(例)

- ・日照時間の減少の影響で、植物が生長しなかった場合
- ・台風の影響で現地調査が困難な場合
- ・落雷による火災で現地調査が困難な場合
- ・大規模な地震により現地の施設の使用が困難な場合
- ・黄砂飛散量の増減が影響した場合